

水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例について

水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和三年十一月二十九日提出

岐阜県知事 古田 肇

水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和四十六年岐阜県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一水素イオン濃度（水素指数）の欄を削り、同表の備考第六項中「施設及び」を「貯槽、」に、「おつては、」を「おつては」に、「ついで、令別表第一」を「ついで、同表」に、「すべし」を「せし」に改め、同表の備考第七項中「回挿に令別表第一」を「同時に同表」に改め、同表の備考第九項中「回挿」を「この表の」に改める。

別表第二水素イオン濃度（水素指数）の欄を削る。

別表第四一の表を削り、別表第四二の表の表番号を削り、別表第四の備考第三項中「回挿」を「この表の」に改める。

別表第五（揖斐川水域の表の備考第三項中「回表」を「この表の」に改める。

別表第六の備考第二項中「令別表第一」を「同表」に、「一田」を「一田」に、「すべし」を「せし」に改め、同表の備考第三項中「回表」を「この表の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 説 明

排水基準を定める省令で定められているカドミウム及びその化合物に係る排水基準値が、条例で上乗せしている基準値と同じになることに伴い、条例の上乗せ基準を廃止するため、この条例

を定めようとする。